

## 17. 定款委員会

委員長 松 居 喜 郎

理事会からの諮問を受け、定款施行細則および施行規定ならびに委員会内規の変更・廃止案を作成し答申したところ、決議された。そこで、社員総会にも上程するので、決議をお願いしたい。

## 18. 財務委員会

委員長 澤 芳 樹

1. 平成 25 年度財務諸表を作成し、独立監査人である新日本有限責任監査法人と本会監事の監査を経て理事会に答申したところ、答申どおりに決議されたので、定時社員総会に上程する。
2. 平成 25 年度公益目的支出計画実施報告書を作成、平成 26 年第 1 回理事会に答申したところ、答申どおりに決議された。
3. 平成 26 年度予算を作成し、平成 25 年度第 7 回理事会に答申したところ、答申どおりに決議されたので、平成 26 年 2 月 1 日からその予算に沿って業務を執行している。
4. NCD 設立時に出資した 2 億 2 千万円について、NCD の財務状況、および追加出資の予定を考慮し、減損処理することとした。
5. 事務所移転や新しい専門医制度への対応に備え、基金の組みかえを次年度に行う予定である。

## 19. 情報・広報委員会

委員長 池 田 正

### 1. 会員向けオンラインサービスについて

現在、会員向けオンラインサービスの登録者数は約 31,000 名である。

会員情報検索・修正システム、外科専門医システム、学術集会参加履歴登録システム、各種申請システムなどを運用・管理している。

次年度は休会・復会制度新設、NCD 連携への対応のため、既存システムに修正を加える予定である。

### 2. メールマガジンについて

メールマガジンの発行を引き続き毎月 1 回、継続的に行なっている。メールには雑誌目次・学術集会情報・学会関係の各種お知らせなどを掲載している。現在、メールアドレスを登録されている約 35,000 名の会員に配信している。

### 3. アンケートシステム構築について

「外科医の労働環境に対する会員アンケート調査」などのアンケートをこれまでに実施してきたが、その都度、アンケートシステムを構築してきたが、アンケートを実施する機会がこれまで以上に増えることが予想できるため、汎用性の高い Web アンケートシステムを開発した。

### 4. その他

次年度は、ホームページ掲載規定の作成（他団体からの周知依頼等）、Web 広告の再開等を検討する予

定である。

## 20. NCD 連絡委員会 (一般社団法人 National Clinical Database ; NCD)

委員長 岩 中 督

NCD の事業がさらに発展することを見据え、NCD 事務局を移転させた。そこで、本会も当面の事務局の管理・運営を請け負ったり、基金の追加を提案したりするなど、全面的に支援中である。ただし、NCD が法人として独立するためには、NCD としての安定収入を確保し、経営基盤を堅実にすることが喫緊の課題であり、検討の結果、NCD 登録施設にデータ登録料の負担をお願いする方針が示された。

なお、平成 25 年 12 月から代表理事が本会の国土理事長に交代となった。

## 21. 総務委員会

委員長 平 田 公 一

### 1. 復会・休会規則について

平成 26 年 2 月 1 日付で「復会・休会規則（定款施行細則第 10 号）」が施行されることを受け、運用のための概要を決定し、会員に公告した。

### 2. 事務局について

事務局体制を見直すこととし、まずは平成 26 年度中に 1～2 名の職員を新規雇用することとした。

### 3. 事務所会議室の貸与について

他学会・研究会などに事務所の会議室を貸与しているが（1 時間当たり 5,000 円）、平成 25 年度は日本消化器病学会、日本肝臓学会、日本小児外科学会、日本消化管学会、日本呼吸器外科学会、日本人工臓器学会、日本外科系連合学会、日本胆道学会、日本心臓血管外科学会、日本カプセル内視鏡学会、日本肝移植研究会、胃病態機能研究会、心臓血管外科専門医認定機構、および各種厚生労働科学研究班会議など、延べ 47 件の申込みがあった。

## 22. 将来計画委員会

委員長 近 藤 丘

1 月 10 日に委員会を開催し、理事会からの 2 点の諮問事項について討議し、以下を答申した。

### 1) 代議員の学術的な義務について（再諮問事項）

#### <諮問>

同じ諮問事項に対し、昨年度は「代議員は法人を運営する法人法上の社員に過ぎないので、論文執筆などの学術的事項を義務付けることは適切ではなく、あくまでも各々の努力目標に留めるべきである」という答申を受けましたが、代議員は会員の代表として選出される訳なので、理事会では一定の学術的な義務などを課してもおかしくないのではないかという旨の異見が多く出されました。そこで、改めて諮問しま

すので、再度の審議をお願いします。

**<答申>**

本法人の事業は多岐に亘り、学術的な側面だけに収まらず、基盤学会として会員の構成する領域もまた多彩である。加えて、代議員は地区別に定数が定められており、地区の代表者としての側面が強い。このような状況を考えた場合、地区を代表して法人の運営に当たる代議員に学術的事項を一律に義務付けることは適切ではなく、各々の努力目標に留めるべきであろうという結論となった。ただし、代議員選挙広報の作成時に、従来の経歴や抱負などの他に、論文発表などの業績についても記載させ、有権者に通知することは望ましい。

なお、同じ基盤学会に当たる日本専門医制評価・認定機構の基本領域学会の制度を調査したところ、現時点で代議員に学術的義務を課しているのは、16学会中（公益財団法人の日本眼科学会を除く）、2学会程度に過ぎないことを申し添える。

また、代議員に投稿を義務化しても、必ずしも Surgery Today の Impact Factor が上昇する訳ではないので、その方略は別途の手段を講じるべきであることも申し添える。

**2) 外部理事の是非について**

**<諮問>**

内閣府公益認定等委員会から「公益法人の自己規律について」として、理事に外部の人材を登用する旨が勧奨されました。そこで、外部理事の是非について、審議をお願いします。

**<答申>**

本法人の公益性を鑑みると、外部の第三者を交えて運営することはコンプライアンス上も重要であり、外部理事の登用は積極的に導入すべきであるが、決して形式的なものだけにならないように注意しなくてはならない。

**23. 選挙管理・選挙制度検討委員会**

**委員長 桑野 博行**

1. 定款第5条第6号に従い、本会代議員の任期は2年であるため、本年度から来年度にかけて、代議員選挙を行っている。

役員・代議員選任規則第28条に従い、平成26年2月15日に次期代議員が選任されることとなっている。なお、このことは平成26年は通常の前年度の2月15日が土曜日のため、前日の14日の金曜日が投票の締切の期日となり、翌15日の土曜日に委員会を開催し、開票作業を行うためである。

2. 理事会からの選挙制度見直しについての諮問について、2月15日の結果を考慮した上で回答を作成する予定である。